平成27年度地方独立行政法人静岡県立病院機構

３病院医業未収金管理回収業務委託（平成27～29年度）公募プロポーザル実施要領

平成27年度地方独立行政法人静岡県立病院機構３病院医業未収金管理回収業務委託（平成27～29年度）に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成27年3月3日

地方独立行政法人静岡県立病院機構

理　事　長　　田　中　一　成

１　発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構　理事長　田中一成

２　委託業務

本事管第325号

平成27年度地方独立行政法人静岡県立病院機構３病院医業未収金管理回収業務委託（平成27～29年度）

３　委託期間

契約の日から平成30年3月31日まで

４　委託業務の目的

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下、「機構」という。）の３病院（県立総合病院、県立こころの医療センター、県立こども病院）の診療費の患者負担部分に係る未収金の管理回収業務について、当該業務に関するノウハウ及び実績を有する弁護士等に委託することにより、円滑かつ効率的な回収を図る。

５　委託業務内容

（１）業務内容

診療費の患者負担部分に係る未収金の管理及び回収並びにこれに付帯する業務。具体的には、次の業務とする。

1. 債務者等に対する電話及び文書等による督促及び弁済交渉業務
2. 法的手続き（支払督促、訴訟等）に関する業務
3. 債務者の所在調査
4. 債務者の死亡時における相続人調査及び相続人への債権回収業務
5. 支払能力の調査
6. 集金業務（債務が完済されるまでの入金及び期日の管理、遅延があった場合の督促、過剰入金があった場合の返金、並びに病院が指定する口座への振替）
7. 不払い理由等の調査
8. 報告業務（入金状況、対応状況、各調査結果）
9. 未収金の発生防止及び回収に関する病院担当者へのアドバイス
10. その他、企画提案者から提案があった業務のうち実施することが適当と機構が判断した業務

（２）対象とする未収金

発生から概ね4か月以上経過した未収金のうち、次のもの以外とする。ただし、4か月未満で委託する未収金もあり得る。

1. 分納中その他の理由により、納付が見込まれるもの
2. 医療上その他の紛争等の理由により、病院が直接収納にあたることが適当と判断されるもの
3. その他、機構が委託を行わないと判断したもの

（３）病院の概要

別紙「病院の概要」参照

６　プロポーザル参加資格

次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

（１）弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

（２）平成27年2月末現在、過去3年間において1以上の医療機関から医療費（患者負担分）に係る未収金の管理回収業務の受託実績があること｡

７　提出書類

次により申請書等を提出すること。

（１）提出書類及び提出部数

①　プロポーザル参加申請書（様式１）　　　　　　　　　　　　 　　　１部

1. 企画提案書（別添「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。）　６部
2. 事務所等の概要を紹介した冊子（作成されている場合のみ）　 　　　６部
3. 弁護士会に所属している証明書　　　　　　　　　　　　　　 　　　１部
4. 法人登記事項証明書又は登記簿謄本（法人のみ）　　　　　　 　　　１部
5. 収支状況がわかる資料（直近１期分）　　　　　　　　　　　 　　　１部

⑦　上記６（２）に係る業務の受託実績を証する書面（様式２）　　　　１部

※　④⑤は提出日から過去3か月以内に発行されたものとする。

（２）提出期限

平成27年3月18日（水）午後5時

（３）提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。

（４）提 出 先

〒420-8527　静岡県静岡市葵区北安東4-27-1

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部　担当：経営管理課経営班

電話 054-200-1618

８　最優秀提案者の選定方法

（１）地方独立行政法人静岡県立病院機構３病院医業未収金管理回収業務委託事業者選考審査会（以下、「審査会」という。）が評価基準に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。

（２）評価基準

次の事項について、より具体的で、病院にとって有益と考えられる提案に高い評価を与える。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 内　　　　　容 |
| ① | 実施方針 | ・病院の信頼性に対する配慮  ・診療費（患者負担分）に係る未収金に対する理解  ・意欲的に取り組む姿勢 |
| ② | 実施方法等 | ・業務ごとの実施方法、実施時期、実施回数等 |
| ③ | 債権に関する条件 | ・受託する債権に関する金額、内容等の条件 |
| ④ | 組織・実施体制 | ・管理体制（指揮・監督）  ・業務に従事する者の資格、知識、経験  ・業務量に対する人員 |
| ⑤ | 法令等遵守、個人情報保護 | ・内部規定も含めた法令等の遵守及び個人情報保護のための体制、施設・設備等への対策 |
| ⑥ | 受託実績 | ・未収金の管理回収業務の実績 |
| ⑦ | 委託費用 | ・報酬率等 |

（３）企画提案内容等に関する説明（プレゼンテーション）及び質疑

企画提案者による説明（30分程度）及び審査会メンバーによる質疑を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 日　時 | 平成27年3月20日（金）午後（予定） |
|  | 場　所 | 業務ごとの実施方法、実施時期、実施回数等 |

* 具体的な日時及び場所については、おって連絡する。

９　質問及び回答

当プロポーザルに関する質問は、平成27年3月13日（金）午後5時までに、下記メールアドレスにメールにて提出すること。

回答は質問者にメールで返信するとともに、機構が必要と判断したものは平成27年3月16日（月）までに当機構ホームページに掲載する。

ただし、手続き的な質問等、特に簡易なものはこの限りでない。

機構本部経営班メールアドレス　honbu-keiei@shizuoka-pho.jp

当機構ホームページ　http://www.shizuoka-pho.jp/kiko/nyusatsu/annai/index.html

10　契約の締結

審査会により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

11　審査結果の公表

（１）審査結果については、参加者に文書で通知するとともに、当機構ホームページ上でも公表する。

（２）本審査に関する異議には一切応じない。

12　その他

（１）申請書等の作成・提出に要する費用は、参加者の負担とする。

（２）提出された書類は返却しない。

（３）提案書の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。

（４）虚偽の内容を含む企画提案及び参加資格のない者のした企画提案は無効とする。

（５）提出された書類は審査のために複製することがある。

（６）提出された書類は審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。

（７）提出された書類及び機構が作成した審査に関する文書は情報公開の対象となる。

別紙

病院の概要

（平成25年度実績）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 病院名 | 県立総合病院 | 県立こころの  医療センター | 県立こども病院 |
| 所在地 | 静岡市葵区北安東  ４丁目２７－１ | 静岡市葵区与一  ４丁目１番１号 | 静岡市葵区漆山860 |
| 診療科数 | 30科 | 4科 | 18科 |
| 許可病床数 | 720床 | 280床 | 279床 |
| 入院延患者数 | 214,813人 | 54,456人 | 78,135人 |
| 外来延患者数 | 406,727人 | 41,142人 | 101,302人 |
| 医業収益 | 21,058,206千円 | 1,584,867千円 | 8,794,507千円 |
| 過年度医業未収金  （個人負担分） | 95,715千円 | 32,907千円 | 23,011千円 |